

T.H.

送信者: <[redacted]@city.kawagoe.saitama.jp>
宛先: <skippers-beat@bca.bai.ne.jp>
送信日時: 2010年12月3日 17:54
件名: 堀井孝様 テキストとして利用させていただきます

初雁中の初雁中 @です。ただいまの時刻は2010/12/03 17:27:14です。

初めまして川越市立初雁中学校の人権教育主任をしております [redacted] と申します。堀井様製作の『「いじめ」の対策テクニック集』全頁と、『「いじめ」の対処・予防法』の表紙、7頁～13頁、71頁～74頁を本校の教員分増す刷りをして人権教育の校内研修に使わせていただきますのでよろしく願いいたします。

尚、『「いじめ」の対処・予防法』8頁に、平成18年度の文部科学省の調査から変更になったいじめの定義を印刷させていただきました。平成18年度からは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」と見直された。を加えさせていただきました。

教師としてこの本を読んだとき職員に知らせなければという思いを強く持ちましたので研修会で、職員に「いじめ」についてもう一度考えていただきます。

一方的なメールで失礼いたします。